

香川県条例第42号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
(種別及び金額) 第2条 略	(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略		
別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部	別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部		
種別	区分	単位	金額
1～570 略			
570の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第137条の12第11項の接道に関する認定申請手数料</u>	略		
570の3 建築基準法施行令 <u>第137条の12第12項の道路内の建築認定申請手数料</u>	略		
571～597 略			
598 政治資金規正法（昭和23年	略		
種別	区分	単位	金額
1～570 略			
570の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） <u>第137条の12第6項の接道に関する認定申請手数料</u>	略		
570の3 建築基準法施行令 <u>第137条の12第7項の道路内の建築認定申請手数料</u>	略		
571～597 略			
598 政治資金規正法（昭和23年	略		

<p>法律第194号) 第19条の16第1項の少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料及び同法第20条の2第2項の収支報告書等の写しの交付手数料</p>		<p>法律第194号) 第19条の16第1項の少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料及び同法第20条の2第2項の収支報告書等の写しの交付手数料</p>							
<p><u>599 政党助成法</u> (平成6年法律 第5号) 第32条 第5項の都道府 県提出文書の写 しの交付手数料</p>	<table border="1" data-bbox="444 509 1107 740"> <tr> <td data-bbox="444 509 646 652"> <p><u>用紙への複写</u> による場合</p> </td><td data-bbox="646 509 916 652"> <p><u>用紙1枚(両面</u> に複写する場合 は、片面を用紙 1枚とみなす。)</p> </td><td data-bbox="916 509 1107 652"> <p><u>10円</u></p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="444 652 646 740"> <p><u>その他の方法</u> による場合</p> </td><td data-bbox="646 652 1107 740"> <p>実費を基準として選挙管理委員 会が定める額</p> </td><td data-bbox="1107 652 1107 740"></td></tr> </table>	<p><u>用紙への複写</u> による場合</p>	<p><u>用紙1枚(両面</u> に複写する場合 は、片面を用紙 1枚とみなす。)</p>	<p><u>10円</u></p>	<p><u>その他の方法</u> による場合</p>	<p>実費を基準として選挙管理委員 会が定める額</p>			
<p><u>用紙への複写</u> による場合</p>	<p><u>用紙1枚(両面</u> に複写する場合 は、片面を用紙 1枚とみなす。)</p>	<p><u>10円</u></p>							
<p><u>その他の方法</u> による場合</p>	<p>実費を基準として選挙管理委員 会が定める額</p>								
<p>備考 略</p>			<p>備考 略</p>						

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部570の2の項及び570の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。